

大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日 28 こ保発第 13961 号

平成 31 年 1 月 15 日 30 こ保発第 13700 号

令和 7 年 5 月 2 日 7 こ保発第 10351 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区内の民間保育所等が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、地域子育て支援拠点事業を実施する際に必要な事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 本事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(事業内容)

第 3 条 本事業は、法第 6 条の 3 第 6 項に基づき、保育所の設置者が実施する事業とする。

なお、事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる取組を全て実施するものとする。

- (1) 子育て家庭の親とその子供（以下「子育て親子」という。）を対象とする交流の場の提供と促進
 - (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
 - (3) 地域の子育て関連情報の提供
 - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の月 1 回以上の実施
- 2 前項に規定する事業のほか、地域全体でこどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組のうち、いずれか 1 つ以上を積極的に実施するものとする。
- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
 - (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
 - (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
 - (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(実施場所)

第4条 本事業の実施場所は、法第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）とする。

（設備の基準）

第5条 本事業を実施する保育所の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない面積を確保すること。
- （2） 授乳コーナー、流し台、ベビーベット、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。
- （3） 保育所の利用者との動線を分ける等、安全な運営に配慮すること。

（開所時間）

第6条 本事業を実施する保育所は、原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開所することとする。

（職員の配置）

第7条 本事業を実施する保育所は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のもの（以下「従事者」という。）を常時2名以上配置することとする。

（申込み）

第8条 利用者は、本事業の実施者（以下「実施者」という。）に対して、直接申込みをするものとする。

- 2 実施者は、利用の受付を開所時間内において随時行うものとし、利用希望日における他の利用状況を踏まえ、第5条に定める基準を満たす範囲で、利用を認めることができるものとする。
- 3 申込みに当たっての様式及び利用決定に係る前2項に定めのない手続については、実施者が別に定めるものとする。

（利用料）

第9条 実施者は、利用料として必要な経費の一部を利用者から徴収することができるものとする。

- 2 前項の利用料を徴する場合において、実施者は、その額について、他の同等施設との整合性に配慮しなければならない。
- 3 利用者は、実施者が定める方法により、利用料を納入しなければならない。なお、利用者が利用料を支払わない場合においては、実施者は、その後の利用を拒むことが出来るものとする。

（経理）

第10条 実施者は、同一の保育所において大田区一時保育事業実施要綱（平成24年3月30日23こ保発第13297号）に規定する一時預かり事業を実施する場合においては、経理その他事業の実施に必要な事務をそれぞれの事業において管理しなければならない。

（事業の届出）

第 11 条 実施者は、本事業を実施するときは、区長が別に定める期日までに大田区地域子育て支援拠点事業計画書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添えて、区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は、事業計画を承認し、大田区地域子育て支援拠点事業計画決定通知書（別記第 2 号様式）により、実施者に通知するものとする。

3 実施者は、前項に規定する事業計画の承認を受けたのち、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本事業の開始の後 1 か月以内に実施者の名称及び主たる事務所の所在地、事業の内容並びに条例・定款その他の基本約款について、別に定める様式により、東京都知事へ届け出なければならない。

（報告、助言及び指導）

第 12 条 区長は、本事業に関し、必要があるときは、いつでも実施者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができるものとする。

2 区長は、次の各号に掲げる事項について、実施者に助言又は指導を行うことができるものとする。

- （1） 保育内容等に関すること。
- （2） 事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
- （3） その他区長が必要と認めること。

（留意事項）

第 13 条 実施者は、次の各号に定める事項に留意して事業を実施しなければならない。

- （1） 子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- （2） 本事業の従事者に、子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 29 日付 27 福保子計第 249 号。以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表 1 に定める基本研修及び別表 2-2 に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業に規定する内容の研修を修了させていることが望ましい。
- （3） 本事業の従事者を子育て支援員研修事業実施要綱別表 3 及び別表 4 に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、従事者の資質、技能等の向上を図ること。
- （4） 近隣地域の拠点施設と互いに連携、協力し、情報交換や共有を行うよう努めると共に、子ども家庭支援センター、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業実施に努めること。

（委任）

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別記

第 1 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業計画書

（宛先）

大田区長

（申請者）

施設名

法人名

法人住所

代表者氏名

印

大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実施要綱第 11 条の規定に基づき、
下記のとおり事業計画の届け出を行います。

記

1 実施場所

2 事業開始日 年 月 日

3 開所日時

4 添付資料

（1）平面図

（2）事業案内

（3）区長が必要と認める書類

第2号様式（第11条関係）

年 月 日

大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業計画決定通知書

（申請者）様

大田区長 （氏名） 印

年 月 日付で届け出のありました事業計画書については大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり決定します。

記

1 実施場所

2 事業開始日 年 月 日

3 開所日時